

# 平成11年度 京都府包括外部監査結果報告書の概要

「府立洛東病院、府立洛南病院、府立与謝の海病院と府立医科大学附属病院の現状と課題」

包括外部監査人 中野 淑夫

## I. テーマ選定の理由

- ① 長期にわたり「赤字」が継続しており、一般会計からの繰入金が多い。
- ② 京都府が府立3病院と附属病院も財政再建のための重要な対象として取り上げている。

## II. 府立3病院と附属病院の現状と課題

府立3病院と附属病院は諸規則の制約の中で、改善に向けて努力しており、事実、一定の成果は現れている。しかし、以下の現状につき、検討かつ改善することが望まれる。なお、これらの課題には中長期的な検討課題も含まれている。

### 1. 共 通

#### <現 状>

- ① 一般会計からの繰入金を削減するという目標が必ずしも明確でない。
- ② 他の公立病院に比べて給与比率が高く、医業損失の大きな原因となっている。
- ③ 各部署に所在する医薬品材料の在庫実体の把握と在庫管理の徹底が不十分である。
- ④ 政策医療と通常医療の区分が明確でない。

#### <課 題>

- ① 府庁に「府立3病院と大学附属病院の経営に関する特別プロジェクトチーム」の設置。また、府立3病院と府立医科大学に「経営改善計画実行委員会(仮称)」とその下に「作業グループ」の設置。
- ② 「特別プロジェクトチーム」は、以下の課題についても検討する。
  - ・ 病院長権限の強化および機動的な病院運営実施についての検討。
  - ・ P. F. I. の導入を含めた、公的病院としての機能・役割についての検討。
- ③ 職員定数や組織の見直しと非常勤職員の採用等による、給与費の削減と人件費の「変動費化」の検討。
- ④ 医薬品材料の在庫管理の徹底および一括共同購入の検討。
- ⑤ 外部委託を推進する立場からその導入についての総合的な検討。
- ⑥ 病院経営に精通した事務職員を育成・配置できるよう、中長期的な人事上の配慮検討。
- ⑦ 政策医療と通常医療の区分経理ができるよう、経理規定の改訂と会計システムの構築。

### 2. 個 別

#### (洛東病院)

#### <現 状>

- ① 外来患者の減少に歯止めがかからない。

< 課 題 >

東山区という病床過剰地域における洛東病院の存在意義についての再検討。

将来的発展を期するという立場からは、現在の内科系リハビリのみでの限界をふまえ、訪問・在宅リハビリ等の実施を含めた、病院運営方針の再検討。

同じ立場から、24 時間救急に留まらず、パート医師等の活用によって、地域性を考慮した夜間診療や休日診療実施の可能性についての検討。

( 洛南病院 )

< 現 状 >

精神病院特有の事情もあるが採算ベースに程遠い。給与費が每期医業収入を超えている。

救急・急性期患者を収容する保健室等が不足している。

< 課 題 >

入院医療中心主義から通院医療中心主義への移行過程にある精神科医療に適応した病棟の再編と救急・急性期医療への特化についての検討。

救急・急性期対応のため、保健室等の設備の充実。

効果的な看護体制が可能となるよう、病棟再編と人員配置の見直し。

作業療法の継続と精神科デイケア導入についての検討。

( 与謝の海病院 )

< 現 状 >

医師および看護婦が多く、給与費負担が重い。

他の公立病院に比べ医薬品材料関係の諸指標が劣っている。

< 課 題 >

看護婦等、可能な限り正規職員から非常勤職員への転換。

医薬品材料の在庫アイテムの削減とその管理の徹底。

( 附属病院 )

< 現 状 >

「経営改善計画」の実施により一般会計からの繰入金は減少しつつあるが、研究・教育と医療の区分等が明確でないまま、大学と附属病院全体で毎年 100 億円以上の一般会計繰入金を必要としている。

附属病院の置かれた厳しい状況を改善するための、教職員の意識改革を含めた全学一体となつての取り組みが不足している。

職員定数の範囲内にあるとはいえ、他の公立大学病院に比し、特に看護婦と技能・労務職員（用庁務、保安、家政、缶缶、電気整備等）の職員数が多い。

< 課 題 >

「経営改善計画」を一部幹部職員だけのものとすることなく、それを着実に遂行するための推進体制および監視体制の整備。

看護婦については非常勤職員の積極的な採用、技能・労務職員については外部委託の積極的な導入。効率的な看護体制実施のため、病棟再編も含めた看護体制の抜本的検討。

院外処方の推進と、医薬品・診療材料の適正数量把握および費用対収益面での検討。

病床稼働率の向上、平均在院日数の短縮、長期入院待ちの解消、およびそれらに伴う収益増加のために、ディビジョン制のより円滑な実施と共用ベッドの増加、並びに再入院システムや市内在宅看護支援センター等との協力関係の構築についての検討。

医療制度の改正（紹介料制度等）に対応した、特定機能病院としての「病病連携」「病診連携」関係の構築。

大学と附属病院の会計を区分する、および私立医大病院との損益比較を可能にする「基準」および「会計システム」の整備。

〔以 上〕

# 平成11年度 京都府包括外部監査結果報告書の概要

「企業会計的見地からみた京都府の財政状況の現状と課題」

包括外部監査人 中野 淑夫

## ・ 賃借対照表・連結賃借対照表の作成の意義

地方自治体は、財政健全化や行政改革に取り組む一方、地方分権の進展により、ますます自主的・自律的な行政運営が求められており、地方自治体が地域の総合的な行政責任を果たすためには、自らの財政状況を的確に把握し、その内容を住民に分かりやすく伝えることが必要である（アカウンタビリティの確立）。

その際、資金の収支という“フロー”のみならず、資産や負債という“ストック”の状況も把握する必要があり、賃借対照表でこの点を明らかにすることができる。

また、賃借対照表は行政コストと府民の満足度を評価する手法としての活用の可能性があり、将来的な財務ランク格付けにも備えることができる。

このためには、賃借対照表は一般行政会計のみならず連結により京都府全体の会計を表す必要がある。

## ・ 分析の手法

一般会計、特別会計（病院、企業会計等）を全て連結させて賃借対照表を作成・分析  
行政目的別に資産および資産的支出の状況を分析

<分類区分：「総務」「文化・観光」「福祉・労働」「医療・環境」「産業」「警察・防災」「教育」  
「府営住宅」「コミュニティ」「公共基盤」>

## ・ 京都府の現状

教職員や警察官等に係る人件費等の義務的経費が多いため、経常収支比率が高く、財政的弾力性が低い。

資産（74,187億円）は負債（12,342億円）の約6倍はあるものの、公共基盤整備の投資や行政財産が多く、手元流動性（流動負債に対する流動資産の比率）は低い。

固定資産は自己資本の範囲を超えているが、固定負債の状況を考慮した場合には、企業会計的見地からすると、資産的支出（固定資産投資）は限界と思われる。

府税等の不納欠損額が収入未済額の約4.2%も占める状況にある。

平成11年3月31日に全職員が自己都合により退職したと仮定した場合に必要な退職手当総額は約2,000億円に達する。

財産等のストック状況が金額ベースで把握されていない。

## ・ 京都府が取り組むべき課題

住民サービスの観点から総事業を洗い直し、目的別優先順位の設定等による財源の効果的・重点的な配分が望まれる。

手元流動性を高めるため、普通財産の換金化と府税滞納整理の一層の推進、ならびに団体への出資・出せん金、貸付金等の資金効果の検証が必要と思われる。

外部委託の推進、定員数適正化計画の着実な実行が期待される。

将来の退職手当の急激な増加に対応できるよう、退職手当基金の設置が望まれる。

京都府全体の財政状況の分析に資するため、京都府作成の仮試算賃借対照表を更に発展させ、公社・第3セクターも含めた連結賃借対照表およびそれに対応した資金収支計算書の作成が望まれる。

京都府の全資産や資産的支出の管理のための会計システムの確立が望まれる。

施策や事業について目標数値を設定し、履行度合を明確にしながら評価の上、フォローし公表することが望まれる。

<参考：京都府作成の仮試算賃借対照表との主な相違点>

| 項 目     |      | 今回作成の賃借対象表                                   | 京都府作成の賃借対象表                     |
|---------|------|--|---------------------------------|
| 資産合計（A） |      | 74,187億円                                     | 68,701億円                        |
| 負債合計（B） |      | 12,342億円                                     | 11,708億円                        |
| （A）／（B） |      | 6.01倍  | 5.87倍                           |
| 対象範囲    |      | 全会計を連結<br>公営企業会計部門は決算書の<br>賃借対照表数値を採用        | 普通会計                            |
| 資<br>産  | 範 囲  | 無体財産を除く全ての資産<br>船舶・立木等を含む<br>公営企業はダム使用权を含む   | 土地・建物等                          |
|         | 評価方法 | 構造物を除く有形固定資産および<br>貸付土地・貸付建物は時価評価、<br>他は取得原価 | 土地と昭和44年度以前の建物の<br>み時価評価、他は取得原価 |

〔以 上〕